

第 679 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 8 月 8 日（金） 15 時 00 分～15 時 30 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	千田委員、坂本委員、庭本委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 お暑い中、各委員の皆様には御出席いただきありがとうございます。また、専門部会委員の皆様には、午前が続いての審議となりますが、よろしく願いいたします。 本日は、山口会長と三上委員が御欠席ですが、審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行、千田会長代理よろしく願いいたします。 ○千田会長代理 ただ今から、第 679 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 まず、本日の審議会についても公開としておりますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載していますとおり、注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 それでは、議事次第（1）「兵庫県最低賃金の改正」に係る審議に入りたいと思います。 最低賃金の審議については、専門部会で全会一致により決議した場合には、その審議経過の本審への報告を行っていただき、また、全会一致で決議されなかった場合は、この本審において改正審議を行っていくことになっております。 今年の地域別最賃については、専門部会において 7 月 30 日から 4 回にわたり慎重に	

審議し、そして本日も第5回目として午前中から審議を行ってきたところですが、残念ながら、全会一致での決議には至りませんでした。

したがって、本日の議題（１）について、この本審において地域別最賃の改正審議を行っていくこととなります。

まず、専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議の経過や結果について、部会長から報告を行っていただくこととします。

事務局は、部会報告の読み上げをお願いします。

○山中労働基準監督官

では、読み上げさせていただきます。

令和7年8月8日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県最低賃金専門部会

部会長 千田 直毅

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。
- 2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。
- 3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。

- 4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 千田直毅、三上喜美男、山口隆英

労働者代表委員 小菅梨絵、小西啓介、堀井説也

使用者代表委員 倉本信二、松岡直哉、吉川和宏

別紙

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

以上です。

○千田会長代理

では、続きまして、部会長からの報告となりますが、専門部会の部会長を務めました私、千田から報告させていただきます。

専門部会は7月30日から本日午前から午後にかけて、5回にわたり開催いたしました。

8月1日の専門部会では、労使から本年度の審議に当たっての基本的な考え方を述べていただきました。

労働側は、光熱費含む生活必需品の高騰が続き、直近では、実質40か月連続実質賃金はマイナスであること、そのために連合リビングウェッジの到達と国際的基準である一般労働者の中央値の6割の水準を目指すべきであるとの認識が示されました。さらに、今回の春闘の結果は歴史的な賃上げとなった昨年を上回るもので、この賃上げ

の流れを継続され、さらに兵庫県においては地域間格差の是正を着実に継続させる必要があるとの意見が表明されました。

使用者側からは、政府が掲げる賃上げ目標に対する疑問、併せて高い目標により特に影響を受ける中小企業の経営悪化への懸念、さらに最賃法に定める３要素を踏まえた審議の重要性を示され、こうした３要素に基づき、様々な統計、調査結果を踏まえ、これらのバランスを取りながら、審議を進めることが重要であるとの意見表明がございました。

そして、８月５日からは、中央最賃審の目安金額答申を踏まえた具体的な金額審議となりました。

労働側からは、８０円の引上げ、時間額１,１３２円とする金額提示がありました。その理由としまして、政府の賃上げ目標、兵庫県における物価を上回る賃上げに取り組むという政労使による共同メッセージが出されていること、県内の消費者物価は２０２５年に入り、３.９～４.８％で推移していることや、実質賃金は兵庫県でも３年連続マイナス、本年に入っても５か月連続マイナスで、最賃近傍の労働者の生活水準向上が必要ということでした。また、具体的には、連合リビングウェイジが昨年から７０円引き上がり、１,１９０円となったこと、近隣や全国加重平均との格差解消を図る必要があるということでした。

一方、使用者側からは、審議に当たり、目安金額は参酌するが、拘束されるべきものではないという基本姿勢のもと、３要素の中でも事業の支払能力が重要として、賃金改定状況調査別表第４表①に基づき、Ｂランクの２.９％の引上げ率を踏まえ、引上げ額３０円、時間額１,０８２円の提示がありました。

公益からはさらなる歩み寄りを促し、続く８月６日の審議では、労働側から歩み寄りの努力の姿勢が示された中、７６円の引上げ、時間額１,１２８円が提示されました。連合リビングウェイジの昨年からの上昇分、労働力流出防止の必要性を踏まえた中での再提示ということでした。

使用者側からも、歩み寄りの姿勢を示していただき、第４表のデータ重視は変わらないとしつつも、連合兵庫の今春闘結果、３００人未満合計の定期昇給分を含めた賃上げ率平均の５.０２％をもとに算出し、引上げ額５３円、時間額１,１０５円の再提示がございました。

そして、本日、８月８日は、午前から専門部会を開催し、労働側からは、さらに歩み寄っていただき、７０円の引上げ、時間額１,１２２円の提示がございました。連合リビングウェイジの昨年からの引き上がった金額、物価上昇による最賃近傍労働者の生活水準向上を図る必要があり、特に１か月に１回程度購入する生活必需品の物価上昇率、６.７％を考慮したものであるということでした。

使用者側につきましても、さらに歩み寄っていただき、６３円の引上げ、時間額１,１１５円とする金額提示がございました。理由としましては、公労使の高い自治の中で中央目安小委員会が様々なデータを用いて、提示した全国加重平均の引上げ額６.０％を尊重したいということでした。さらに、６.０％は政府目標から算出される引上げ率を下回

るが、十分に高い引上げ額であり、介護や看護など公定価格で働く業種への影響、ひいては、介護費用を負担する国民への影響も懸念されるということでした。

労使双方からさらに歩み寄った金額提示をいただきましたが、まだ金額に乖離があることから、公労、公使の2者間で協議を行いました。

労使双方、真摯に協議を進め、意見の一致に向けてさらに歩み寄っていただきましたが、結果として、労働側は、引上げ額66円、時間額1,118円、使用者側は、引上げ額63円、時間額1,115円ということで、意見の一致には至りませんでした。

最終的には、公益委員見解としての引上げ額により部会報告を取りまとめることとなり、64円引上げの時間額1,116円を提示いたしました。

その理由といたしまして、中賃目安金額を考慮した上で、物価上昇により最賃近傍で働く労働者の生活水準向上に配慮する必要があること、兵庫独自の課題として、全国加重平均を意識しつつ、大阪など、近隣地域との格差是正の必要があること、目安金額を上回る最賃額となった際の政府の補助金、都道府県に対する後押しという支援制度への期待等を考慮して、金額提示をいたしました。

以上の公益案による部会報告の取りまとめを議場に諮りましたが、残念ながら全会一致とはなりませんでした。

なお、報告文には、政府などに対し、実地視察や専門部会での審議を踏まえた要望事項を付けさせていただいております。

以上、報告とさせていただきます。

○千田会長代理

ただ今の説明について、専門部会委員の皆様から付け加えて御説明いただく事項はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○千田会長代理

はい、では、専門部会委員以外の委員の方から何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○千田会長代理

それでは、地域別最低賃金の金額審議については、時間をかけて専門部会で審議を積み重ねてきたところでもあり、先ほどの専門部会報告、また部会長から審議経過説明のとおり、労働者側委員、使用者側委員のそれぞれの御主張は御理解いただいたと

ころだと思います。

この後、報告文に基づき、作成した答申文（案）につきまして、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田会長代理

採決に入ります前に、労使委員それぞれ委員間の意見の調整の協議は必要でしょうか。

（労使とも協議必要との申出なし）

○千田部会長

それでは、事務局は答申文（案）の配布をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、準備させていただきます。

しばらくお待ちください。

（事務局、答申文（案）を配布。）

○千田会長代理

それでは、事務局は、答申文（案）の読み上げをお願いします。

○山中労働基準監督官

はい、読み上げさせていただきます。

令和7年8月8日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け兵労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。
- 2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。
- 3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。
- 4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

別紙

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

以上です。

○千田会長代理

それでは、採決を行います。

なお、採決に関しましては、審議会令第5条第3項の規定により、本会議に出席している委員の過半数をもって議決することとなりますので、各委員の挙手により決したいと思います。

反対、賛成、いずれか一方に挙手をお願いします。

では、答申文（案）に対して反対の方は、挙手をお願いいたします。

（使用者側委員5名挙手）

○千田会長代理

ありがとうございます。

続きまして、答申文（案）に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（労働者側委員5名、公益委員2名挙手）

○千田会長代理

ありがとうございます。

それでは、賛成7票、反対5票で賛成多数と認めます。

過半数の賛成がありましたので、答申文（案）から案を消したものを答申文とし、局長に答申させていただきます。

事務局は正式な答申文の準備をお願いできますでしょうか。

○安積賃金室長

では、準備させていただきます。しばらくお待ちください。

（事務局、答申文を作成し、会長代理に手渡す。）

○千田会長代理

では、兵庫労働局長に対して「兵庫県最低賃金の改正について」の答申文をお渡しいたします。

（千田会長代理より金成局長に答申文を手交。）

○千田会長代理

それでは、兵庫県最低賃金の改正に係る審議については以上としたいと思います。

各委員の皆様には、真摯、かつ熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

ここで、局長から御挨拶があるということですので、よろしくお願いいたします。

○金成局長

皆様、本日はお暑い中、お集りいただきまして、大変ありがとうございます。

また、山口会長、千田会長代理をはじめ、公・労・使の各委員の皆様におかれましては、本年の地域別最低賃金の改定額審議に当たりまして、専門部会、本審を通じまして慎重かつ熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の地域別最低賃金の改正審議につきましては、中賃の目安小委員会での審議が、40 数年ぶりに 7 回にわたり、こうした状況を踏まえ、当審議会、専門部会におきましても、何度も審議日程の調整を行わせていただくなど、各委員の皆様には、例年以上に大変な御苦勞をお掛けするとともに、御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

こうした状況の中、各委員の皆様には、昨年引き続き高い賃上げとなった今春闘や各種賃金調査の結果、さらには、3 年前から上昇が続く消費者物価、中小企業・小規模事業者のコスト負担増に対する価格転嫁の状況など、様々な視点から御審議いただき、結論の取りまとめに向けまして、限られた時間の中でも審議を尽くしていただき、深く感謝申し上げます。

先ほどいただきました答申につきましては、法令に基づく手続きを経た後、発効することとなりますが、この改正発効される兵庫県最低賃金の適用に当たりましては、兵庫労働局、各労働基準監督署が一体となって周知に取り組んでまいりますとともに、関係労使団体、各自治体の皆様にも御協力をいただきながら、効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

また、今回、審議会委員の皆様から業務改善助成金のさらなる活用促進に向けた拡充など、政府全体に対する御要望をいただきましたので、厚生労働本省にお伝えさせていただくとともに、現行の業務改善助成金による生産性向上のための支援にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、各委員におかれましても、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

本日、兵庫県最低賃金について、答申をいただいたところではありますが、この後すぐに、「産業別最低賃金」の審議も始まることとなっております。

今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続き、御尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。

委員の皆様、大変にありがとうございました。

○千田会長代理

ありがとうございました。

それでは、次の議題（２）「その他」ということで、何かございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○千田会長代理

その他に、事務局から連絡事項等がありますでしょうか。

○安積賃金室長

はい、1点御連絡させていただきます。

次回の本審の日程についてです。

まず、本日答申いただきました地域別最低賃金につきましては、最短での発効は法定どおりであるならば、10月4日土曜日となります。

しかし、異議申出の手続きが必要となりますので、本日、異議申出の公示を行う予定としております。

その異議の申出の締切期間は8月25日月曜日となります。

そのため、次回の本審につきましては、翌開庁日となる8月26日火曜日午前10時を予定させていただきたいと思っております。

場所はこちらの会議室で予定させていただきます。

議題につきましては、異議の申出があれば、異議申出に係る諮問をさせていただきますので、それを受けての審議をお願いすることとなります。

つきましては、その審議についての公開・非公開の確認と異議申出の場合の意見陳述を認めるかどうかの御確認を取っていただければと思っております。以上でございます。

○千田会長代理

では、今回は8月26日火曜日午前10時からといたします。

意見陳述につきましては、関係者からの希望があるようでしたら、昨年と同様に意見陳述を認めることとしたいと思っております。

また、次回の審議会についても昨年度と同様に、公開でよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田会長代理

では、次回8月26日の審議会は、公開とさせていただきます。

では、これで本日は終了といたします。

皆様どうもお疲れ様でございました。

ありがとうございました。

千田 直毅

森田 直樹

松岡 直哉